

お知らせ掲示板

くらし

インターネットでマイナンバーカードの受取予約ができるようになりました

受け取り希望日の7日前までに予約をお願いします(24時間受け付け)。

交付通知書をご準備のうえ、市ホームページ「マイナンバーカード受取方法」から予約してください。

(地域政策課 ☎328-2067)



コンビニ交付10円の期間を延長します

マイナンバーカードを利用してコンビニ交付手数料が10円で利用できる期間を6月末まで延長します。

夜間や休日でも、お近くのコンビニ等で、待ち時間も少なく、手数料も窓口より安く利用できます。

(地域政策課 ☎328-2067)

証明書コンビニ交付サービスを休止します

期4月1日(土)午前6時半～11時
因システムメンテナンスのため、戸籍証明書、税関係証明書のコンビニ交付サービスを休止します

(地域政策課 ☎328-2067)

マイナポイントの申込期間は5月末までです

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方は、最大20,000円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込対象となります。

手続きがまだの方は、お早めにお申し込みください。

因マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)

(地域政策課 ☎328-2067)



申し込み手続きはこちら

マイナンバーカード南区サテライト閉鎖のお知らせ

3月31日をもって、マイナンバーカード南区サテライト(ゆめタウンはません1階)を閉鎖します。

ご不便をおかけしますが、マイナンバーカードのお手続きはお近くの区役所・総合出張所・中央、東サテライトをご利用ください。

(地域政策課 ☎328-2067)



モバイルアプリ「my route」でお得なチケットを販売しています!

3月17日(金)から、モバイルアプリ「my route」で、対象商業施設で利用できる2,000円相当のお買物券に、市電・電車・バスの交通チケットが合わさったお得なデジタルチケットを販売しています。詳しくは右のQRコードへ。※数に限りがあります。

(交通局総務課 ☎361-5233)



熊本藩の陸の港町 川尻地区の魅力発信する動画を公開しました!

地域資源の価値や魅力をたくさんの方に感じてもらうため、視点操作が可能な360度VR動画という手法を取り入れた動画です。また、「くまもと 歴まち360°」サイトをリニューアルしました。

お持ちのスマホで、本市の歴まち巡りをしてみませんか。

(都市デザイン課 ☎328-2508)



令和5年度から「地方税統一QRコード」で市税の納付が便利・簡単に!

納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。

詳しくは地方税お支払サイト(利用者向けホームページ)へ。

(納税課 ☎328-2204)

【地方税お支払サイト】



情報公開窓口のご紹介

情報公開窓口(市庁舎地下1階)では以下のことを行うことができます。

■市政情報の閲覧

閲覧スペースでは市政に関するさまざまな情報文献の閲覧ができます。コピーもできます(有料)。

■情報公開請求の手続き

市が保有する文書等の開示請求ができます。

■個人情報開示請求の手続き

市が保有するご自身の個人情報について開示請求ができます。代理人による請求も可能です。

■市刊行物の購入

市が刊行する書籍等を販売しています。

閲覧できる市政情報の種類や開示請求の手続きなどについて詳しくは情報公開窓口へ。

(情報公開窓口 ☎328-2059)



春の水辺コンサート出演者募集

因5月14日(日)に水の科学館で開催するコンサートの出演者を募集します。持ち時間20分(入退場・曲紹介などを含む) 因市内に住むか通勤・通学・出身の個人または団体 ※プロ・アマ問いません。 因無料(運搬費等出演にかかる経費は、自己負担) 因4月11日までに、直接または電話で水の科学館へ(抽選)

(水の科学館 ☎346-1100)

水に関する作品募集

■俳句・短歌

テーマ:水に思いを寄せて

※一人三句(首)まで。

■書道・絵画・ポスター

因小・中学生

テーマ:【書道】小学1～3年生:「みず」、小学4～6年生:「水道」、中学生:「飲水思源」【絵画】水辺の風景【ポスター】水または上下水道に関するもの ※一人一作品まで。

因4月15日～6月14日までに郵送または持参で作品と応募用紙(水の科学館ホームページからダウンロード可)に必要な事項を書いて〒861-8064 北区八景水谷1丁目11-1水の科学館へ ※優秀作品は7月29日(土)に表彰予定。(水の科学館 ☎346-1100)

ファミリー農園を利用しませんか

区	農園名	電話番号
中央	国府本町	新規受付休止中
東	花立	☎382-6694
	桜木	☎080-1709-0254
西	小島	☎329-0873
南	近見	☎090-4998-8840
	元三町	☎090-2514-3021
	幸田	新規受付休止中
	善町	☎0964-28-2207
北	麻生田	☎338-7736
	鶴羽田	☎090-3325-3996
	高平	新規受付休止中
	立田山	☎080-5254-8283

農園に空きがあれば随時申込可能です。各農園に直接お問い合わせください。

(農業政策課 ☎328-2403)

中央区役所での人権相談の時間が変更になります

4月4日(火)から中央区役所での人権相談の時間を変更します。

■区役所での人権相談(無料・要予約)

場所・申込先	相談回数	相談期日
中央区役所 総務企画課 ☎328-2610	毎月2回	第1・第3火曜日 午前9時～正午
東区役所 総務企画課 ☎367-9121	毎月2回	第1・第3木曜日 午後1時～4時
西区役所 総務企画課 ☎329-1142	毎月2回	第2・第4水曜日 午後1時～4時
南区役所 総務企画課 ☎357-4112	毎月2回	第2・第4水曜日 午前9時～正午
北区役所 総務企画課 ☎272-1110	毎月2回	第1・第3木曜日 午前9時～正午

■電話等による人権相談

「みんなの人権110番」(☎0570-003-110)

「子どもの人権110番」(☎0120-007-110)

「女性の人権ホットライン」(☎0570-070-810)

「外国語人権相談ダイヤル」(☎0570-090-911)

インターネット人権相談受付窓口

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html (人権政策課 ☎328-2333)

18歳から「大人」に!

民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に変わって一年が経過しました。

「成人」になると親の同意を得なくても一人で契約ができるようになりますが、契約に関する知識や経験がないまま、内容をよく理解せず安易に契約を結んでしまうと、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

消費者トラブルのリスクを避けるためには、契約に関する知識や冷静に判断する力を身につけることが大切です。

「消費者ホットライン」局番なしの

「188(いやや)」では

土・日・祝日も相談を受け付けています(午前

10時～午後4時)。

(消費者センター ☎353-2500)



令和5年度 固定資産税・都市計画税の閲覧、縦覧を始めます

	閲覧	縦覧
	自己の資産について、固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度	自己の所有する資産と、縦覧帳簿に記載されているほかの土地・家屋の評価額を比較できる制度 ※お持ちの資産が所在する区内のみ縦覧可
期間	4月1日～年間を通して ※土・日、祝は除く	4月1日～5月31日 ※土・日、祝は除く
場所	・市役所固定資産税課 ・区役所税務室	・市役所固定資産税課 ・区役所税務室
対象	・固定資産税の納税義務者 ・代理人 ・借地人、借家人 ・固定資産を処分する権利を有する方(納税義務者ではない所有者など)	・固定資産税の納税者(納税義務者の中で固定資産税が課されている方) ・代理人 ・納税管理人
必要なもの	・納税(義務)者、納税管理人…本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など) ※法人の場合は、実印(法人の実印が持ち出せない場合は、委任状に押印して提出してください)、窓口に来る方の本人確認ができるもの ・代理人…委任状、本人確認ができるもの ・借地、借家人など…賃貸借契約書および賃借料の領収書、本人確認ができるもの ・固定資産を処分する権利を有する方…処分の権利があることを証明する書類、本人確認ができるもの	
手数料	1件 400円 ※縦覧期間中は納税義務者と代理人のみ無料	無料

※なお、令和5年度の固定資産税関係の証明書についても、市役所、区役所証明書発行窓口、コンビニ交付サービスで4月3日(月)から発行します。ただし、税関係のコンビニ交付サービスはメンテナンスのため4月3日(月)午前6時半～正午まで証明書発行を休止します。

詳しくは、市民税課証明班(☎328-2181)へ。

(固定資産税課 ☎328-2195)

くらしの中の人権 112

災害に関する人権問題

平成28年熊本地震から7年が経とうとしています。また、平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、各地で台風や豪雨等、毎年のように激甚災害に指定される大規模な災害が起きています。このような中、多くの方々避難生活を強いられてきました。

熊本地震では、東日本大震災と同様に、避難所や仮設住宅等において、高齢者、障がいのある人、女性、妊産婦、外国人や子ども等の要配慮者について、人権擁護の観点からの問題が顕在化しました。多目的トイレの未設置、施設のバリアフリー化がされていない、プライバシーが守られない等、十分な配慮が行き届かず課題を残しました。東日本大震災での教訓を活かしきれなかった反省も踏まえ、経験に基づく対応策が必要です。

人権問題は、私たち一人ひとりの意識に根ざした問題です。正しい情報を得て、被災した人々のことを忘れず、被災した人々の気持ちに寄り添うことが大切なのではないでしょうか。

(人権政策課 ☎328-2333)